

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	大竹市印鑑登録条例に基づく事務の実施のため	
記録項目	1印鑑登録番号、2印鑑管理番号、3氏名、4カナ氏名、5生年月日、6性別、7住所、8印影、9宛名番号、10世帯番号、11異動情報（届出年月日、異動事由、異動理由）、12登録・抹消・停止に関する事項（登録年月日、本人確認、抹消年月日、抹消理由、登録証回収日、停止年月日、停止理由）、13照会・回答事項（照会年月日、回答期限）、14備考	
記録範囲	大竹市住民基本台帳に記載され、印影を登録している者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく附票事務の実施のため	
記録項目	1戸籍の表示、2氏名、3住所、4住所を定めた年月日、5出生の年月日、6性別、7住民票に記載された住民票コード、8在外選挙人名簿に関する事項	
記録範囲	大竹市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	大竹市に本籍を有する者に係る住民異動届によるもの、市区町村からの通知によるもの、職員の実態調査等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく事務の実施のため	
記録項目	1本籍、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び実父母との続柄、6養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9戸籍法第13条第1号から第7号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項、10届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。）、11報告の受附の年月日及び報告者の職名、12請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日、13他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名	
記録範囲	大竹市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省（戸籍情報連携システム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課情報政策係	
	（所在地）広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	住居表示台帳	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	大竹市住居表示に関する条例等に基づく事務の実施のため	
記録項目	1氏名、2住所、3住居表示番号、4決定日	
記録範囲	大竹市に住居表示を必要とする建物その他の工作物を新築した者	
記録情報の収集方法	建物その他の工作物新築届による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目 1 1 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく事務の実施のため	
記録項目 ※別紙あり	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主、5続柄、6戸籍の表示、7住民となった年月日、8住所、9住所を定めた年月日、10届出年月日、11従前の住所、12個人番号、13選挙人名簿への登録有無、14国民健康保険の被保険者の資格に関する事項、15後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項、16介護保険の被保険者の資格に関する事項、17国民年金の被保険者の資格に関する事項、18児童手当の支給を受けている者の資格に関する事項、19住民票コード、20旧氏、21国籍・地域、22外国人住民となった年月日、23法第30条の45の表の下欄に掲げる事項、24通称、25通称の記載及び削除に関する事項、	
記録範囲	大竹市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	届出人からの住民異動届によるもの、市区町村からの通知によるもの、職員の実態調査等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接続している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部企画財政課情報政策係	
	(所在地) 広島県大竹市小方一丁目1番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

整理番号	
------	--

個人情報ファイルの名称	除籍簿（改製原戸籍含む）	
行政機関等の名称	大竹市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく事務の実施のため	
記録項目	1本籍、2氏名、3出生の年月日、4戸籍に入った原因及び年月日、5実父母の氏名及び実父母との続柄、6養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、7夫婦については、夫又は妻である旨、8他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、9戸籍法第13条第1号から第7号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項、10届出又は申請の受附の年月日並びに事件の本人でない者が届出又は申請をした場合には、届出人又は申請人の資格及び氏名（父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。）、11報告の受附の年月日及び報告者の職名、12請求、嘱託又は証書若しくは航海日誌の謄本の受附の年月日、13他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を受けた場合には、その受附の年月日及びその書類を受理した者の職名	
記録範囲	大竹市に本籍を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省（戸籍情報連携システム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部企画財政課情報政策係 （所在地）広島県大竹市小方一丁目11番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	—	
備考	—	